

長崎県特別栽培農産物認証表示規程

第1条 長崎県特別栽培農産物認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）第13条に基づき長崎県特別栽培農産物の表示を行う者は、この表示規程によるものとする。

（申請及び交付）

第2条 長崎県特別栽培農産物に係る生産者が、認証票の交付を受けようとするときは、原則として出荷時までには認証機関に交付申請するものとする。

2 認証機関は、申請内容が適切であると認められるときは、速やかに生産者に認証票を交付するものとする。

3 生産者等は、出荷、販売実績等に併せて認証機関に認証票使用実績報告をするものとする。

4 生産者等は、交付を受けた認証票に過不足が生じたときは、直ちにその数量を認証機関に報告し、その指示に従うものとする。

5 認証機関は、前項の報告に基づき認証票の使用状況を確認のうえ、不足の場合追加交付を行い、過剰の場合で次年度に使用する予定のときは繰越在庫することを指示し、使用予定のない場合は、返還させるものとする。

（表示方法）

第3条 認証票は原則としてシールとし、農産物又は包装若しくは容器に貼り付けることにより表示する。ただし、シール以外に包装又は容器へ直接印刷する方法も認めるものとする。

（認証票のデザイン）

第4条 デザイン、規格は次のとおりとする。

マーク A



認証機関名
長崎県特別栽培農産物認証制度のホームページアドレス

マーク B



長崎県特別栽培農産物

認証機関名
長崎県特別栽培農産物認証制度のホームページアドレス

規格（目安）

マーク A の場合

	規格	表示方法
大	横 80mm X 縦 100mm	ダンボール箱等の大きな包装容器に貼付表示
中	横 40mm X 縦 50mm	小袋、小型容器等に貼付表示
小	横 16mm X 縦 20mm	農産物個々に直接貼付表示

マーク B の場合

	規格	表示方法
大	横 200mm X 縦 44mm	ダンボール箱等の大きな包装容器に貼付表示
中	横 100mm X 縦 22mm	小袋、小型容器等に貼付表示
小	横 40mm X 縦 9mm	農産物個々に直接貼付表示

規格については、あくまで目安であるので、貼付する包装資材の大きさに応じて、調整できるものとする。

（表示禁止事項）

第5条 次の事項については、使用及び表示してはならないものとする。

- （1） この表示規定に定める表示内容と矛盾する用語
- （2） 当該長崎特別栽培農産物の栽培方法、品質等を誤認させる文字、絵、その他の表示

附則

この要領は、平成14年3月26日から実施する。

この要領は、平成17年12月28日から実施する。